

階上町人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

| 区 分 | 令和3年4月1日 | 令和3年度中 | | | 令和3年度末 職員数 |
|-------|----------|--------|-----|-----|---------------|
| | | 採用者 | 退職者 | 異動者 | |
| 町長部局 | 88人 | 0人 | 0人 | 0人 | 88人 |
| 教育委員会 | 15人 | 0人 | 0人 | 0人 | 15人 |
| 議会事務局 | 2人 | 0人 | 0人 | 0人 | 2人 |
| 計 | 105人 | 0人 | 0人 | 0人 | 105人 |

※職員数は、一般職に属する職員数（教育長除く）であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員又は非常勤職員を除いています。

2 職員の人事評価の状況

人事評価は、職務遂行の過程で見られた職員の意欲、能力及び勤務の実績等を適確に把握し、評価することにより、職員の能力開発（人材育成）・勤務意欲の向上・適材適所の人事配置等を進めるために行うものです。また、職員が能力を最大限発揮し、その能力を有効活用することを通じ、組織パフォーマンスの向上を図り、簡素で効率的な町政の推進を目指すものです。

当町では、平成19年度から実施し、制度の見直しも適宜行っています。評価結果は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として幅広く活用しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）（令和3年4月1日現在）

| 1週間の勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 |
|----------|------|-------|-------------|
| 38時間45分 | 8:15 | 17:00 | 12:00~13:00 |

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和3年）

| 総付与日数 (a) | 総取得日数 (b) | 全対象職員数 (c) | 平均取得日数 (b) / (c) | 消化率 (b) / (a) |
|--------------|--------------|---------------|---------------------|------------------|
| 3,564日 | 774.0日 | 90人 | 8.6日 | 21.7% |

※1 全対象職員数とは、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの全期間を在職した職員に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職者並びに育児休業、休職者及び派遣職員を除きます。

※2 総付与日数とは、令和3年1月1日現在において各職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）を全対象職員にわたって合計したものです。

4 職員の休業の状況（令和3年度）

育児休業の状況

| 区 分 | 男 性 | 女 性 |
|---------------|-----|-----|
| 新たに育児休業を取得した者 | 0人 | 2人 |
| 前年度から引き続けている者 | 0人 | 1人 |

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和3年度）

| 処分事由 | 処分の種類 | | | | 合 計 |
|------------------------------|-------|----|----|----|-----|
| | 降任 | 免職 | 休職 | 降格 | |
| 勤務実績がよいくない場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 心身の故障の場合 | 0人 | 0人 | 2人 | 0人 | 2人 |
| 職に必要な適確性を欠く場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(2) 懲戒処分者数（令和3年度）

| 処分事由 | 処分の種類 | | | | 合 計 | 訓告等 |
|--------------------------|-------|----|----|----|-----|-----|
| | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | | |
| 法令に違反した場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

6 職員のサービスの状況

(1) 職務に専念する義務の免除

地方公務員法第35条の規定により、職員は職務に専念する義務を有していますが、例外的に法律又は条例に特別の定めがある場合には免除されます。

【例】 定期健康診断受診、人間ドック受診

(2) 営利企業への従事等の制限

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法第38条の規定に基づき任命権者の許可を得る必要があります。当町の職員に該当者はありません。

7 職員の退職管理の状況

(1) 令和3年度職種別事由別退職者数

| 職 種 | 定年退職 | 応募認定 退 職 | 普通退職 | そ の 他 | 合 計 |
|-------|------|-------------|------|-------|-----|
| 一般行政職 | 4人 | 0人 | 2人 | 0人 | 6人 |
| 医 療 職 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 技能労務職 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 |
| 計 | 5人 | 0人 | 2人 | 0人 | 7人 |

(2) 令和3年度退職者の再就職状況（令和4年4月1日現在）

| 町に再就職 | | 町以外に再就職 | | | 合 計 |
|-------|-----|-------------|---------------|--------------|-----|
| 再任用 | その他 | 国 地方公共団体 | 町が出資する 公社等 | その他 民間団体等 | |
| 2人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 2人 |

8 職員の研修の状況

職員研修の実施状況（令和3年度）

| 区 分 | | 受講者数 | 内 容 等 |
|-------|--------|------|---|
| 庁舎内研修 | 新採用者研修 | 6人 | 初任者研修（接遇、服務規程、文書事務等） |
| 庁舎外研修 | 新採用者研修 | 6人 | 青森県自治研修所研修、連携中枢都市圏研修 |
| | 階層別研修 | 6人 | 青森県自治研修所研修（主事研修、主査研修、主幹研修、管理者入門研修、課長研修） |
| | 特別研修 | 10人 | 青森県自治研修所研修（選択研修、専門研修）、連携中枢都市圏研修 |
| | 派遣研修 | 0人 | |
| | 自己啓発研修 | 5人 | 通信教育、eラーニング |

9 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況（令和3年度）

| 区 分 | 受診者数 | 内 容 等 |
|--------|------|----------------|
| 人間ドック | 15人 | 医療機関等が実施する総合健診 |
| 定期健康診断 | 86人 | 医療機関等が実施する一般健診 |
| 結核健診 | 99人 | 胸部X線撮影 |

(2) 共済制度（令和3年度）

職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、青森県市町村職員共済組合に加入しています。共済組合は、健康保険制度に相当する短期給付、厚生年金制度に相当する長期給付等の共済事業を実施することにより、職員の福利厚生の実現を図っています。

(3) 公務災害補償制度（令和3年度）

| 加入団体 | 認定件数 | | |
|----------------------|------|------|----|
| | 公務災害 | 通勤災害 | 合計 |
| 地方公務員災害補償基金 青森県支部 | 0件 | 0件 | 0件 |

(4) その他職員福祉のための独自の制度概要（令和3年度）

階上町職員互助会は、職員の福利厚生を増進するために設置された組織で、職員で構成されています。職員からの会費をもとに運営しています。

主な事業としては、職員の弔慰見舞金等の給付、一斉清掃大作戦参加などの事業を実施しています。

10 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況

令和3年度中に措置要求はありません。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和3年度中に不服申立てはありません。